

# 7 瀬戸内海の環境保全対策

## 7.4 ごみ処理・廃油処理施設の整備等

### (1) ごみ処理施設の整備等

令和2年度における1人1日当たりのごみ排出量は全国平均で901g/人・日、瀬戸内海関係13府県の平均では906g/人・日となっている。また、ごみ処理は、原則として焼却することにより減量化、安定化が図られているが、ごみ処理量のうち焼却処理等されたものの割合を示す減量処理率は、全国、瀬戸内海関係13府県ともに99%と同じ割合となっている。これらごみ処理の状況を表7-15に、最終処分場の整備状況を表7-16に示す。

表7-15 ごみ処理の状況（令和2年度府県別）

(単位：人口=千人、量=千トン)

区分 府県名	総人口	計画 人口	ごみ総排出量				1人1 日当 たりの 総排 出量 (g/人・ 日)	自家 処理 量	ごみ処理量													減 量 処 理 率 (%)	中 間 処 理 後 再 生 利 用 量	リ サ イ ク ル 率 (%)	
			計 画 集 約 量	直 接 入 量	集 団 回 収 量	合 計			直 接 焼 却	直 接 最 終 処 分	焼却以外の中間処理量										直 接 資 源 化 量				合 計
											粗 大 ご み 処 理 施 設	ご 推 肥 施 設	み ご 飼 料 施 設	み メ タ ン 化 施 設	ご 燃 料 施 設	資 源 等 を 施 設	化 行 設 施	そ の 他 施 設							
全 国	126,740	126,733	36,160	3,866	1,643	41,669	901	8	31,872	367	1,974	181	9	95	535	3,071	57	1,923	40,085	99.1	4,760	20.0			
京 都	2,593	2,593	614	82	47	743	785	0	554	9	45	0	0	18	8	58	2	4	697	98.7	56	14.3			
大 阪	8,840	8,840	2,631	158	162	2,951	915	0	2,459	1	132	0	0	0	0	154	0	49	2,795	100.0	185	13.4			
兵 庫	5,520	5,520	1,551	165	99	1,815	901	0	1,430	16	103	13	0	7	5	86	2	53	1,716	99.1	129	15.5			
奈 良	1,346	1,346	359	46	28	434	883	0	343	2	25	0	0	0	0	21	1	16	408	99.4	25	15.8			
和 歌 山	945	945	266	50	7	324	938	0	262	3	6	0	0	0	1	36	5	5	318	99.1	31	13.2			
岡 山	1,893	1,893	533	85	25	643	931	0	549	4	23	1	0	0	1	23	2	16	619	99.4	117	24.6			
広 島	2,815	2,815	808	79	14	901	877	0	607	14	54	1	0	0	97	99	1	12	886	98.4	150	19.6			
山 口	1,358	1,358	365	114	8	487	982	0	370	7	22	0	0	5	6	45	0	23	478	98.5	129	33.0			
徳 島	736	736	239	14	5	257	958	1	197	1	23	0	0	0	1	18	0	14	252	99.8	24	16.5			
香 川	975	975	289	12	1	303	850	0	221	3	12	1	0	0	12	40	1	10	300	99.1	46	19.3			
愛 媛	1,359	1,359	361	71	7	440	886	0	348	8	23	2	0	0	3	41	0	10	434	98.2	56	16.7			
福 岡	5,123	5,120	1,353	352	64	1,769	946	1	1,313	17	72	1	0	3	123	89	0	91	1,708	99.0	218	21.0			
大 分	1,141	1,141	346	46	4	396	950	0	321	3	11	0	0	1	3	45	0	9	393	99.2	63	18.9			
13府県計	34,644	34,641	9,716	1,274	471	11,461	906	1	8,974	87	550	19	0	35	260	754	14	313	11,006	99.2	1,229	17.5			

- 注) 1. 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外も含めたもの。  
 2. 総人口=計画収集人口+自家処理人口  
 3. 集団回収量とは市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって回収された量をいい、「ごみ総排出量」に含めている。  
 4. 減量処理率(%) = (直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量×100  
 リサイクル率(%) = (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100  
 5. 全国の数値は、大規模災害による廃棄物を除く値である。  
 6. 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

出典：「日本の廃棄物処理 令和2年度版」(環境省、令和4年3月)